

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県公衆浴場法施行細則（抜粋）

（許可書の交付）

第3条 保健所長は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事からその権限を委任され、法第2条第1項又は第4条ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可の申請をした者に営業の許可書又は患者の入浴の許可書を交付するものとする。

（許可書の書換え交付）

第3条の2 法第2条の2第2項の規定による届出をした者は、当該公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に前条の規定により交付された許可書（次項及び次条において「許可書」という。）の書換え交付を申請することができる。

2 省令第4条の規定により省令第1条第1項に規定する申請書又は省令第1条の2第1項、第2条第1項、第3条第1項若しくは第3条の2第1項に規定する届書に記載した事項（第7条第10号において「申請書等記載事項」という。）の変更の届出をした者に係る許可書の書換え交付の申請については、前項の規定を準用する。

（許可書の再交付）

第3条の3 許可書の交付を受けた者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、当該公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に許可書の再交付を申請することができる。ただし、許可書

高知県公衆浴場法施行細則（抜粋）

（許可書の交付）

第3条 保健所長は、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により知事からその権限を委任され、法第2条第1項又は第4条ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可の申請をした者に営業の許可書又は患者の入浴の許可書を交付するものとする。

を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したときは、速やかにこれを当該許可書を交付した保健所長に返納しなければならない。

(水質検査)

第5条 条例別表の2の(13)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。

2 条例第8条第2項及び別表の2の(13)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等 (全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量) の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

(様式)

第7条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 省令第1条に規定する営業の許可の申請書 別記第1号様式

(2) 第3条の営業の許可書 別記第2号様式

(2)の2 第3条の2の許可書の書換え交付の申請書 別記第2号様式の2

(2)の3 第3条の3第1項の許可書の再交付の申請書 別記第2号様式の3

(水質検査)

第5条 条例別表の2の(13)の水質検査は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行うものとする。

2 条例第8条第2項及び別表の2の(13)の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めるときは、濁度及び有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

(様式)

第7条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 省令第1条に規定する営業の許可の申請書 別記第1号様式

(2) 第3条の営業の許可書 別記第2号様式

- (3) 第4条第1項の認定の申請書 別記第3号様式
- (4) 第4条第2項の認定書 別記第4号様式
- (4)の2 省令第1条の2第1項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届書 別記第4号様式の2
- (5) 省令第2条第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届書 別記第5号様式
- (6) 省令第3条第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届書 別記第6号様式
- (7) 省令第3条の2第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届書 別記第7号様式
- (8) 法第4条ただし書の規定による患者の入浴の許可の申請書 別記第8号様式
- (9) 第3条の患者の入浴の許可書 別記第9号様式
- (10) 申請書等記載事項の変更の届書 別記第10号様式
  
- (11) 省令第4条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届書 別記第11号様式
- (12) 条例第11条の規定による営業の再開の届書 別記第12号様式
- (13) 条例第12条第2項の規定による管理者の設置の届書 別記第13号様式
- (14) 条例第12条第2項の規定による管理者の変更の届書 別記第14号様式

- (3) 第4条第1項の認定の申請書 別記第3号様式
- (4) 第4条第2項の認定書 別記第4号様式
- (5) 省令第2条第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届書 別記第5号様式
- (6) 省令第3条第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届書 別記第6号様式
- (7) 省令第3条の2第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届書 別記第7号様式
- (8) 法第4条ただし書の規定による患者の入浴の許可の申請書 別記第8号様式
- (9) 第3条の患者の入浴の許可書 別記第9号様式
- (10) 省令第4条の規定による省令第1条に規定する申請書又は省令第2条第1項、第3条第1項若しくは第3条の2第1項に規定する届書の記載事項の変更の届書 別記第10号様式
- (11) 省令第4条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届書 別記第11号様式
- (12) 条例第11条の規定による営業の再開の届書 別記第12号様式
- (13) 条例第12条第2項の規定による管理者の設置の届書 別記第13号様式
- (14) 条例第12条第2項の規定による管理者の変更の届書 別記第14号様式